

使用開始日：2010.10.13

りそな・日経225オープン

追加型投信／国内／株式／インデックス型



- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行いうりそな・日経225オープンの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年10月12日に関東財務局長に提出しており、平成22年10月13日にその効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記＜ファンドに関する照会先＞のホームページで閲覧できます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記＜ファンドに関する照会先＞までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類				属性区分				
単体型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象 インデックス
追加型投信	国内	株式	インデックス型	その他資産 (投資信託証券 (株式))	年1回	日本	ファミリー ファンド	日経225

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

■ 委託会社〔ファンドの運用の指図を行う者〕
アムンディ・ジャパン株式会社
金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第350号
設 立 年 月 日：1971年11月22日
資 本 金：12億円（2010年9月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額：
1兆6,027億円（2010年8月末現在）

■ 受託会社〔ファンドの財産の保管および管理を行う者〕
株式会社 りそな銀行
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
■ ＜ファンドに関する照会先＞

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル）
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

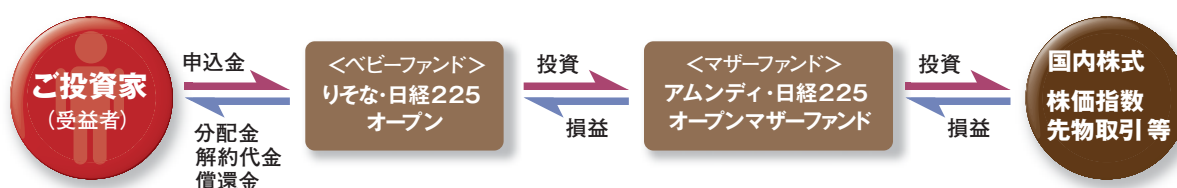
ファンドの目的

日経平均株価(日経225)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

ファンドの特色

1 日経平均株価(日経225)に連動する投資成果を目指します。

- ◆日経平均株価と連動する投資成果を目標として運用する「アムンディ・日経225オープンマザーファンド」を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。



日経平均株価の動きに連動する投資成果を目指します

連動するのは、金額ではなく騰落率です。

ファンドは日経平均株価に連動する投資成果を目指して運用を行います。連動するのは上昇・下落した金額ではなく、上昇率・下落率などの騰落率になります。

【基準価額と日経平均株価の動きが乖離する場合】

次の理由により、基準価額の動きが、日経平均株価の動きと乖離する場合があります。

- ①日経平均株価(日経225)の構成銘柄を全て組入れない場合があること
- ②株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除による影響
- ③運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動きが連動していない場合の影響
- ④株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買執行上の影響
- ⑤追加設定、解約に伴う株式の買付、売却価格と終値の差による影響
- ⑥株式売買委託手数料および先物売買手数料等を負担することによる影響

※上記はイメージ図であり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

イメージ図

日経平均株価	10,000円	+ 20%	12,000円
基準価額	5,000円	+ 20%	6,000円

騰落の割合

2 日経平均株価採用銘柄(225銘柄)の中から、原則として200銘柄以上に等株数投資を行います。

- ◆日経平均株価採用銘柄であっても、流動性に著しく欠ける銘柄や、信用リスクが高いと判断される銘柄等への組入れは、行わないことがあります。

3 株式の組入比率は原則として高位に保ちます。

- ◆株式の実質投資割合は原則100%程度としますが、急な大口資金の流入時には日経平均株価との連動率の向上を図るため、実質投資割合を110%を上限として高めることがあります。
- ◆日経平均株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められる時は、日経平均株価指数先物取引等を活用することがあります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日経平均株価とは

日経平均株価（日経225）とは、「東京証券取引所第一部上場銘柄のうち流動性・業種セクターのバランスを考慮して選択された225銘柄」の平均株価指数であり、わが国の株式市場全体の動向を示す指標（株価指数）のひとつです。

日経平均株価（日経225）は、市況変動以外の要因（採用銘柄の入れ替えや採用銘柄の株式分割など）を除去して指数値の連続性を持たせており、わが国の株式市場の動向を継続的に捉える代表的な指数として、広く利用されています。

正式名称を「日経平均株価」といい、日本経済新聞社にて算出、発表されています。

（注）日経平均株価（日経225）に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。また、日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利、公表を停止する権利を有しています。

【計算式】 日経平均株価 = 採用225銘柄の株価の合計 ÷ 除数

※株価の合計は、採用されている銘柄の株価を全て50円額面あたりに換算して計算します。

※除数は、日経平均株価採用銘柄に市況変動によらない株価変動（権利落ち、減資、銘柄入れ替え等）があった場合、日経平均株価指数の連続性を維持するために修正が行われます。

ファンドの運用体制

◆ 投資戦略の決定および運用の実行

- CIOに承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

◆ 運用結果の評価

- 月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

主な投資制限

◆ 約款に基づく投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。

分配方針

◆ 毎決算時（毎年7月11日。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- 分配対象額の範囲
経費控除後の配当等収益および売買益等の全額とします。
- 収益分配金額
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 留保益の運用方針
収益の分配にあてなかった収益については、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行います。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。
ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。
ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。

① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

② 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあり、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③ 流動性リスク

短期間での大量の解約があった場合または大口の解約を受けた場合、解約資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

④ 有価証券先物取引等に伴うリスク

株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となり、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

⑤ 価格乖離リスク

ファンドは、日経平均株価（日経225）に連動する投資成果を目指して運用を行いますが、基準価額の動きが日経平均株価（日経225）の動きと乖離する場合があります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

○ ファミリーファンド方式による影響

ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一マザーファンドに投資する可能性があるため、ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受け、基準価額が変動する場合があります。

○ ファンドの繰上償還

ファンドは、受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

○ 解約の中止

金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、解約請求の受付が中止されることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

投資信託は、金融機関の預金とは異なります。

投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

リスクの管理体制

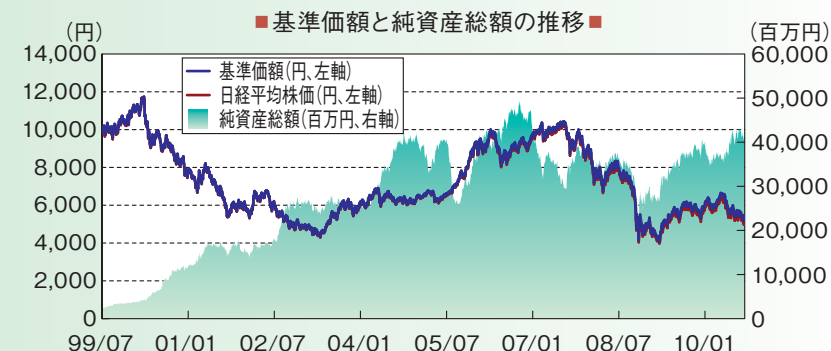
ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会でも審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が随時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

3. 運用実績

2010年8月31日現在

基準価額・純資産の推移、分配の推移



※基準価額は信託報酬控除後です。

※日経平均株価は設定日の前日を10,000として指数化しています。

■ 基準価額と純資産総額 ■

基準価額	5,167円
純資産総額	40,817百万円

■ 分配の推移 ■

直近5期分を表示

決算日	分配金(円)
7期(2006年7月11日)	0
8期(2007年7月11日)	0
9期(2008年7月11日)	0
10期(2009年7月13日)	0
11期(2010年7月12日)	0
設定来累計	0

※1万円当たり税引前。

■ 騰落率 ■

(%)

	1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
ファンド	-7.50	-9.75	-12.45	-15.30	-45.39	-48.33
日経平均株価	-7.48	-9.67	-12.86	-15.90	-46.74	-50.23

※騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しております。
したがって、実際の投資家利回りとは異なります。

主要な資産の状況

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する割合です。

■ 資産配分 ■

	純資産比(%)
株式	92.73
先物	7.21
現金・他	0.06

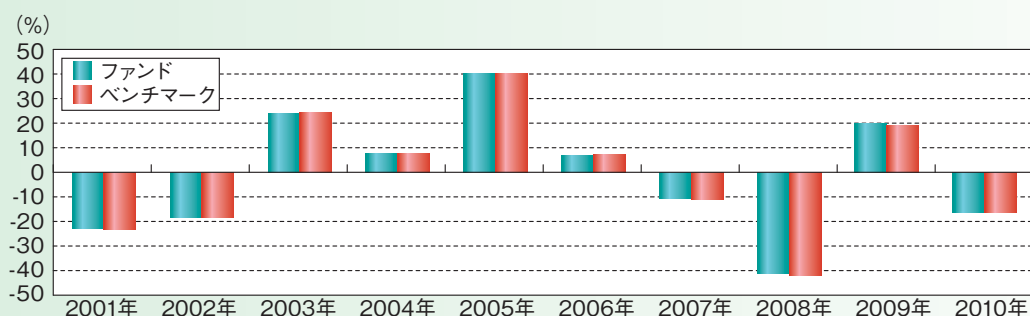
■ 組入上位10銘柄 ■

	銘柄名	業種	純資産比(%)
1	ファーストリテイリング	小売業	4.93
2	ファナック	電気機器	3.84
3	ソフトバンク	情報・通信業	3.08
4	京セラ	電気機器	3.04
5	本田技研工業	輸送用機器	2.36
6	キャノン	電気機器	2.19
7	TDK	電気機器	1.87
8	テルモ	精密機器	1.77
9	KDDI	情報・通信業	1.72
10	東京エレクトロン	電気機器	1.68

■ 組入上位10業種 ■

	業種	純資産比(%)
1	電気機器	20.38
2	情報・通信業	7.92
3	小売業	7.45
4	医薬品	6.76
5	化学	6.47
6	輸送用機器	6.31
7	機械	4.62
8	食料品	4.00
9	精密機器	3.40
10	卸売業	2.63

年間収益率の推移



※年間収益率の推移は、税引前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

※日経平均株価(日経225)をベンチマークとします。

※2010年は年初から8月31日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、別途月次運用レポートの開示をしており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	一般コースと自動けいぞく投資コースがあります。(コース名称は販売会社により異なる場合があります。)各コースの購入単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日より起算して、原則として5営業日以降にお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時 [※] までに購入・換金のお申込みができます。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	平成22年10月13日から平成23年10月11日までとします。 申込(継続募集)期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	換金の申込総額が多額な場合で信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、諸事情により金融商品市場が閉鎖された場合等一定の場合に換金の制限がかかる場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品市場における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受け付けた購入・換金の申込受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限とします。(設定日:平成11年7月23日)
繰上償還	委託会社は、ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。
決算日	年1回決算、原則毎年7月11日です。 当該日が日本の休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年1回。原則として決算時に基準価額水準、市況動向、収益分配方針等を勘案して分配を行う方針です。 自動けいぞく投資コースは税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	3,000億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年7月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ知られている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 配当控除および益金不算入制度が適用される場合があります。

※ 上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、1.05%（税抜き1.00%、本書作成日現在）を上限として販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。
信託財産留保額	ありません。

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の84.0 (税抜き80)の率を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。			
	(信託報酬の配分)			
	販売会社ごとの 純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
	100億円以下の 部分	10,000分の36.75 (税抜き 35)	10,000分の36.75 (税抜き 35)	10,000分の10.50 (税抜き 10)
	100億円超の 部分	10,000分の26.25 (税抜き 25)	10,000分の47.25 (税抜き 45)	10,000分の10.50 (税抜き 10)
その他の費用・ 手数料	(支払方法)			
	最初の 6 カ月および毎計算期間末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社の純資産総額に応じて支払います。			
	信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用 (法律顧問、税務顧問への報酬、目論見書、運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。) および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。			
	信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.00735% (税抜き0.007%) の率を乗じて計算し、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産の中から支弁するものとします。			
	有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。			

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 10%

- ◆上記は、平成22年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率が変更される場合があります。
- ◆法人の場合は上記とは異なります。
- ◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

Amundi

ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント